

# HELPER NETWORK

ヘルパーネットワーク

2012 No.68

- P.2 特集 平成23年度 全国ホームヘルパー協議会研究セミナー報告  
P.10 連載 事業所紹介 若手ヘルパー活躍中！（静岡県ヤザキケアセンター紙ふうせん）  
P.12 連載 全国ホームヘルパー協議会 避難所における高齢者等への支援活動報告  
P.16 ホームヘルパーのご当地レシピ



## 巻頭言

全国ホームヘルパー協議会 常任協議員  
盛岡市社会福祉協議会  
盛岡市西口ヘルパーステーション 主任

千葉 則子

平成23年3月11日の東日本大震災から一年以上が過ぎました。しかし、悲しみ苦しみから抜け出せないまま生活されている方がまだまだたくさんおられます。一人でも多くの方が優しく温かい希望に満た日々を感じる事ができるように願わずにはいられません。

被災されたかた、そして全国に住む高齢者が生まれ育った地域、住み慣れた自宅で生活し笑顔で暮らせるような支援をしていくために、私たちホームヘルパーも日々研さんし、技術の習得を心がけなければならぬと考えております。

しかしながら、今回の介護保険制度改正により、在宅で暮らす高齢者の生活支援はさらに厳しいものになりました。時間短縮によるサービスのなかで本当に高齢者の生活を守ることができのでしょうか。納得いくものではありませんが、弱音をはいてもいられません。時間は止まってはくれないのです。利用者さんのために今更以上以上に走り続けたいと思っています。そのためにはホームヘルパー自身が健康であること、ストレスをためないことです。待っている利用者さんのために適度な刺激と笑顔を届けにいきますよ。

辛さ悲しみもいつかは癒えたいと信じ、これからも歩き続けたいと思います。

平成24年1月24日、25日の2日間、東京都江東区有明のTFTビル（東京ファッショントアウンビル）にて、「平成23年度全国ホームヘルパー協議会研究セミナー」を開催しました。

初日は厚生労働省より、「介護保険制度改革の内容について」の行政説明があり、引き続き「介護保険制度改革を受けて、ホームヘルプ事業をどう進めていくか」というテーマでシンポジウムが行われました。シンポジスト3名の発表が行われた後、会場の参加者との関連な意見交換も行われました。

二日目は二つの分科会、「ホームヘルプ事業におけるたんの吸引等医療行為をどう進めるか」と「地域包括ケアの可能性を探る」にわかれ、充実した2日間が終了しました。全国から集まった160名余りの参加者は、研究セミナー終了後も名残惜しさを胸に、それぞれの現場に戻って行きました。

この特集では、シンポジウムでのシンポジストの発表内容の一部と、分科会の概要をお届けいたします。

「シンポジウム」  
介護保険制度改革を受けて  
ホームヘルプ事業をどう進めていくか

**内藤** 平成24年度実施に向けた介護保険制度改革が行われ、いよいよ、地域包括ケアの達成が明確な目標として掲げられました。これは介護保険制度における介護や介護予防だけでなく、医療による在宅医療や在宅療養との連携も深めながら、生活支援を含めた包括的な支援により、要介護となっても住み慣れた地域で暮らし続けることを支えようというものです。それらを目標にして、国、都道府県、市町村、そしてサービス提供事業者も責任をもって取り組もうということになったわけです。

「居宅ケア」の中で、自宅で暮らすことを直接的に支える、「訪問介護」には相応の役割が期待されています。そのために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護として、24時間対応の巡回をして、しかもコールによる随時対応もあり、また、訪問看護とも一体的に連携するという、新しいタイプのサービスも創成されるわけです。

しかし、新たなサービスの期待とともに、従

来からの訪問介護も継続していきます。歴史のなかで培われてきた訪問介護は、実践の積み重ねを踏まえ、今後どのようにサービスの質を高め、地域包括ケアにどう貢献できるかが問われています。

それは、ここ数年のことだけではなく、長期的に地域包括ケアを含め、さらに大きな社会保障改革が必要とされています。社会保障改革は団塊世代が75歳を超え要介護者が増えると予測されている2025年ぐらいには完成させることが想定されています。そのなかでホームヘルプサービスにどんなことが必要なのかを、本日、議論できればと考えております。

では、早速シンポジストからお話を伺いたいと思います。



**内藤佳津雄氏** 平成健全さ学  
教授。省老人官大  
日本大学理学部教授。保  
9年、当時の厚生省老  
福祉局で老人福祉事  
その後日本社会事業  
社会事業研究所研究員  
社会事業研究を経て、現職。

制度改革のたびに翻弄される現場で  
私たちホームヘルパーは何ができるのか

**中尾** 私は全国ホームヘルパー協議会会長として、厚生労働省の「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」と「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の委員を務めました。

実際に検討委員会に参加して、現場の声を伝えられたかというと、少し力が足りなかったかなど反省しています。皆さんの代表として現場の声を一生懸命お話させてもらったことには違いありません。しかし、24年度の介護保険制度改革に向けて、それが反映されたかというと、現場の声とはちよつと違うという実感を、あらためてもちました。

現場では、制度改革のたびに翻弄されています。利用者に改正の内容を説明するのに時間を要しますが、その時間の必要性もなかなか理解されない現状があります。また先日、県内のケアマネ部会に出席した際、「ホームヘルパーに制度に関する内容を利用者に説明する役割があるのか？」という質問をしたところ、「訪問介

HELPER NETWORK



**中尾辰代氏** 全国ホームヘルパー協議会  
会長。平成5年宇和島市社会福  
社協議会に入局、16年愛媛県  
ホームヘルパー協会会長、21  
年より全国ホームヘルパー協  
議会会長に就任。

護事業所のサービス提供責任者というのは、そういうことを重要な役割ととらえてください」というのが県の見解でした。

生活に密着する家事援助で、その人の思いに添ってやっていけているのかなというところを、制度改革の議論のなかで見直され、反省させられ、確認する必要があると思いました。私たちは在宅を支える一専門職として、さらに資質を高め、日々自己研鑽に努めなくてはと感じています。

いろいろな要因で、人材不足や空洞化が起きています。全国的に20代、30代という、次を担っていく人材が育っているのかというと、十分ではありません。私たち現場の者が、次を担っていく世代に、「訪問介護はこんなに素晴らしい仕事だよ」ということを、いかに伝えていくべきか、こうしたことも重要だと思えます。

私自身いろいろな研修会に参加し、研修会も開催しています。日頃、人材育成・人材確保まで行っているかというと、そうではありませぬ。忙しさを理由に、できていないことも反省しなくてはいけないわけですが、今回の大幅な制度改革は在宅介護にとって、本当に次につながるという意味で、いい支援になるのかは半信半疑です。国の示したとおりスムーズに制度改革がいくのかは、やってみないとわかりませんが、現場はより混乱していくのではないかと思います。

専門性を高め、現場の声をあげよう！

**中尾** 「地域包括ケアシステム」という言葉が注目されていますが、私たちが日々の仕事でやっていることが、この地域包括ケアシステムにつながっているのではないのでしょうか。今後の取り組みについてはいろいろな職種と連携していく必要があるのですが、私たちはますます幅広く在宅介護支援を見極めなければなりません。そのうえでその人の思いに添った内容ができれば、将来的には理想の介護が望めるのかなと思えます。

重度の要介護者の対応には、定期巡回サービスがあります。1日の生活のリズムをきちんとつけ、それに合わせたサービスの提供体制が必要で、一人ひとりニーズが違うので、それに添っていくのは難しいことですが、それが私たちに望まれていることではないでしょうか。

自立支援のホームヘルプは予防であり、声かけであり、見守りです。私たちが入ることによって、そのかたが意欲をもって掃除をしたり、洗濯物をたたんだり、そういう些細なことが自立を支えています。自立支援は、皆さんももちろんなさっていると思います。

重要なのは、介護従事者の処遇改善、キャリアアップです。今から若い世代、優秀な人材を受け入れていこうとすると、これをしっかりとやっていかないといい人材が集まってくる。今後の介護人材養成の在り方に関する検討会に出たときに、「認定介護福祉士」の提案が出されましたが、詳細は決まっていません。

私たちは介護福祉士を取得して終わりではありません。日々努力して自己研鑽し、振り返りをして、評価し、次の援助につなげていくというところが、専門職としてとても大事なことだと思います。

**私**が全国ホームヘルパー協議会の会長になり、平成22年10月と平成23年11月に、「介護保険制度・報酬の見直しに係る意見書」を皆さんのご意見をもとに出させていただきました。この内容が今回の制度改正に反映されているかという、解釈の違いもあるでしょうがどうでしょうか。私たちは全国ホームヘルパー協議会の一員として、もともと現場の声をあげていく必要があると感じています。

**内藤** 生活支援、重度対応、自立支援等、専門性をどう向上していくのが、非常に大きなテーマだというお話をいただきました。

特に20代、30代の若い方の就労意欲や、向上心を高めていくことが大事だということですね。今働いていらっしゃるかたが専門性を向上させていくためには、ということがあったらいいとお考えですか。

**中尾** 私の職場には20代のホームヘルパーが大勢いるのですが、長年勤めてほしいわけですね。そこで、研修内容や振り返り、その人に対する日々の支援をきちんと整理して、私のような指導する立場のものがアドバイスや評価をして、その人自身が自信をもち、責任をもって援助できるようなしていければ、そうした若い人たちが仲間を呼んでくる。「ホームヘルパーという仕事も捨てたものではない」ということにな

種の役割を学ぶことも専門職として必要です。そして密にコミュニケーションを図り、介護職は何をすべきかを明確化していくことです。

わからないこともたくさん出てくるでしょうし、医療依存度の高い人も、多様なニーズをもっている人も出てきます。リハビリや予防、意欲を引き上げていくことを考えると、勉強会を通して相互に理解し、業務の更なる質の向上を図っていく必要もあります。それはあくまでも同じ目線の高さでケアが行えるようにしていくということ、大事なことです。介護は、他の専門職と同じ目線で、利用者のその人らしい生活の継続を支援するというのが目的です。私たちは介護を手段として、利用者の生活を支援していくのです。

## 自分自身に向き合いつつ、事業所として歩むべきこと、協議会に望むこと

**是枝** 24年4月からたんの吸引等の医療行為も始まります。法のなかでいわれることですから、どうしても行わざるを得ない状況が出てきます。しかし「制度ができたからできる」わけではないですよ。50時間の研修と実習を受ける必要もありますが、命にかかわるものですか、失敗は許されません。研修を受けて「本当にできるかな？」ということ、自分のなかでよく考えて慎重に進めてほしいのです。

そして事業所には、きちんとフォローする体制をとっていただきたい。「研修を受けてきたから、うちの事業所はできるよ」ではなく、介護職員を守るために、どういうフォロー体制を

っていくのではないかなと考えています。**内藤** 自信や価値観を高めていくということですね。

## 介護職は「生活を支援する専門職」である

**是枝** このシンポジウムの前に厚生労働省から行政説明がありました。皆さん元気が出ましたか？ なんとなく、ええっと思われの人が多い気がします。しかし、この改正で4月1日からは実践をしていくわけです。理解できないうちの見切り発車で、混乱は避けられないというのが、私の本音です。

だからといって生活を援助する私たちが、不安をかかえ援助していかないと、そうはいかないですよ。制度は変わっても訪問介護として変わらないものをきちんともっているということが、一番大事なことです。そういう意味で、訪問介護員、介護職とは何かを考えると、それは「生活を支援する専門職」です。この意識をより明確にもっていただきたいと思っています。

今までは1対1のサービスが多く、何曜日の何時から何時まで、この目的でサービスを提供すると、利用者に向き合えました。しかしこれからは「連携」していくなかに目標があり、そこで訪問介護の部分をやるということです。チームでの援助となると、やはり介護職という意識をもたないと流されてしまう気がします。生活を支援する専門職として、知識や技術を習得し、状況に応じられる力が必要です。援助というのは個別に応じた工夫です。生活

事業所としてとるかです。安心して仕事ができる環境がないと、良い仕事はできません。知識・技能の習得をきちんとし、安心して仕事ができるようにしていただきたいと思っています。

今後は他の専門職とも連携していくということなので、そうした連携がうまく機能するように、「ケアモデル」という言葉が当てはまると思うのですが、加齢とともに身体機能が低下しているかたや認知症のかた、脳卒中や独居のかたなど、介護度に応じたケアを示していただきたいと思えます。状況に応じてすべきこと、連携の取り方、引継ぎの記録の仕方など、具体的にイメージできるケアモデルを、全国ホームヘルパー協議会で作っていただけると安心ですね。実践の場で働く人たちが模索しながらやってきたことをまとめてほしいと思います。

## アセスメントと記録の充実

**是枝** 生活援助の時間短縮ですが、皆さんできますか？ 利用者の生活があるわけですから、「45分に制度が変わったから、これしかできません」とはいえないわけです。どんな苦難がきたとしても、スキルアップをしながらがんばっていきけるのが、介護職の一番の強みだと思っています。そういうものでどうにか乗り越えて、胸を張って仕事をしたいと思えます。

そのために専門職として一番大事なことは、アセスメントと記録の充実です。がんばったか。いつても、何をもってがんばったといえるのか。介護職として、どこを観察視点として行ったのかを明確にすることです。習得した基本知

には多様な側面があり、モデルで示されるように明確にはできません。調理とか食事介助と書いてありますが、みんな違うわけです。調理だつて出汁のとり方や食べやすさの工夫などそれぞれ違いますし、それがその人の暮らしです。45分で家事援助を行うにしてもそこには専門性が凝縮し、その時その時の工夫があります。

介護サービスは契約ですから、サービス提供責任者が書いた訪問介護計画はありますが、その日の利用者の心身の状態を観察し、標準はこうだけれども今日はこうしようと判断し、応用して行うのが援助です。つまり、その援助をなぜ個別に行うのかを明確にするわけです。

介護は生活を援助するというあまりにも当たり前の行為なので、どのように行い、結果はどうだったのかを文字にし、文章化して、可視化しないと流され消えてしまいます。個別性を可視化することこそが専門性です。

今回の改正は特に多職種との連携強化ということですから、役割分担を明確にしないとダメです。看護職、医師、OT、PT等と同じ専門職として対等だという意識をもってください。多職種と連携し対等である代わりに、多職



**是枝祥子氏** 学人関係。在ヘド  
学専一、な  
間攻一、な  
学専一、な  
大妻女子大  
学福祉学  
部介護学  
特別介護  
住宅介護  
ルバ  
の勤務

識や技術に基づき、今日の利用者の状況を鑑みて行ったこと、そして結果を記録に書くことが大切です。これが介護の根拠といえます。そこから専門性を積み上げて、介護とは何かということ、第三者にわかってもらおうわけです。今回の改正をいい機会に、将来に向けて、こうしたことをやっていけばいいのではないのでしょうか。がんばるとい言葉はあまり良くないといいますが、がんばっていただきたい。介護職は今、がんばるしかないと思っています。

**内藤** 生活を支援するという視点が非常に重要であり、今後、地域包括ケアのなかで連携していくということは、自らの役割、専門性をもつとはつきりさせないといけない。医療職の補助ではなく、対等な関係で互いの専門性をもって支援をしていく関係が必要だということですね。

そのための大事なテーマとして「可視化」ということをあげていただきました。記録やアセスメントの重要性、根拠に基づいたケアをどう行つたのかを明確であることが大事で、そのためにもケアモデルという概念を提供していただきました。

ケアモデルというのは、非常に興味深い概念だと思のですが、どうやって作っていったらいいのでしょうか。**是枝** 例えば、脳卒中や脳血管障害で片まひのかたは多いですね。そういう人の一日の生活を見ながら、ここを訪問介護です、あるいは見守りをするというところ、この人にどういう援助するのかというケアモデルを立てます。ここは多分、地域包括で看護師と連携するだろう

から、こういう視点で書いておこう。あるいはデイサービスの機能訓練で、少し足が動かせるようになったから、お手洗いにいくときは、そういうところを観察しながら見守ろうと……。

ここにおられる方がたは、利用者さんをたくさんご存知なので、いくつかの例をあげてもらい、全国ホームヘルパー協議会で、簡単なところから作れるのではないかと思います。私は実践のなかからできると信じています。

**内藤** すでに構想も立っているようですので、ぜひ期待させていただきます。医療では、クリティカルパス<sup>\*</sup>等のなかで、状態像別にどんな医療が提供されるべきなのか提案されていますが、ケアの立場からも、状態像別に標準的にはどのようにケアが行われ、連携していくのかという指針があったほうが良いと思います。

### 地域で連携するためのネットワークづくり

**山本** 東京都立川市の人口は17万8千人ぐらいで、6つの生活圏域に、それぞれ地域包括支援センターがあります。そのなかで、社協運営の包括支援センター、基幹的な役割の包括支援センターとして、全体の取りまとめ役を行っています。また、地域の訪問介護事業所の連絡会を組織し、その事務局もあります。

介護保険のスタートのときから、私はケアマネジャーとして、また在宅介護支援センターのソーシャルワーカーとして活動し、在宅支援でいかにホームヘルプサービスが重要かということと身にしみてわかっていくつもりです。ですので、地域で訪問介護の事業所の連絡会

正確な統計はありませんが、現在およそ3割が男性介護者といわれています。そのなかで息子や夫による虐待の累計は6割という状況です。男性優位という社会的特性が日本文化にはまだあり、男性は仕事を辞めようと地域のなかで孤立しやすく、介護や家事の方法がわからないなどの側面が浮かび上がってきます。

ですので、訪問介護事業所にはぜひ、介護者支援という専門性も発揮していただき、男性介護者を支えながら、介護者自身の介護技術の向上にも資して、虐待防止に寄与するサービスのひとつであってほしいと思っています。

本来は、働きながらも介護が継続できるという社会システムが求められていると思います。

### 生活は一連の行為、身体介護と生活援助は切っても切れない関係にある

**山本** 介護が主にサポートするADL（日常生活動作）と、生活援助がサポートするIADL（手段的日常生活動作）は相互作用関係にあります。生活は一連の行為で、身体介護と生活援助は、切っても切れない循環の関係ですから、生活援助だけを縮小するとか、身体介護が重要であるなどは成り立たない議論です。

あらためて利用者や家族の生活行為のなかで、何が「保持」され、何が「欠落」し、その状況でどういう環境に対して「反応」を示しているのかというアセスメントができるかどうか。今後、単身世帯や老々介護世帯において、身体介護だけでなく、生活援助も含めた訪問介護を組み合わせて、いかに日中の生活リズムを

を作り、特にサービス提供責任者との連携と横

のネットワークを作っています。通所サービスの連絡会も組織し、互いの情報交換や、特にケアマネジャーとサービス提供責任者の情報交換の場を作り、例えば、訪問介護の連絡会に主任介護支援専門員が出て、ケアマネジャーの立場から見た訪問介護について話してもらったり、ケアマネジャーの連絡会にサービス提供責任者や連絡会の幹事が出て、訪問介護から見たケアプランの話してもらい、互いの照らし合わせをしながら、全体のレベルアップを図っていきたいという取り組みを地域で行っています。

地域包括支援センターの職員に向けて研修するとき、必ず最初に「地域包括ケアの目的は、制度・政策側にあるわけではなく、主人公は地域住民です。地域包括ケアは、地域住民の福利の向上のために行うのです」といいます。

地域のいろいろな社会資源と連携しながら、総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援、予防という面で、いろんな役割を果たしてきて、総合相談と包括的な支援が中心となりますので、うまく組み合わせたいと考えています。私たちの仕事の基盤は、地域のネットワークで、訪問介護事業所は重要な社会資源のひとつです。

### 制度改正でみえてきた在宅医療・在宅介護のこれから

**山本** 今回は診療報酬と介護報酬の同時改定です。私は東京都の在宅療養推進会議の委員もやっていますが、医療政策も非常に動いています。

作り、目標を決めてサポートしていくか。そういったことを突き詰めていく必要があると思います。

東京都の調査では、利用者・家族の要望が一番多いのは、生活援助、家事援助です。今回の改正では残念ながら生活援助の重要性がないがしろにされましたが、生活援助がいかに重要かということ、全国ホームヘルパー協議会にはアピールしてもらいたいと思います。

私も10年以上、在宅の支援を行ってきて、私たちの生活基盤を整えるうえで、訪問介護は最も基盤となるサービスだと思います。研究者と実践者が手を組んで、量的評価・質的评价を通して、訪問介護の専門性を社会に対してアピールしていく必要があるでしょう。

### 新たにみえてきた課題にどう取り組むべきか

**内藤** 「地域包括ケアは、地域住民のためにある」という、基本概念を提示していただきました。地域包括ケアに参加するということは、「地域のために何かをする」ことを意味しています。介護保険制度が始まり、ケアに関わる人から地域という意識が薄れてきてしまったのを、もう一度作り直していく必要があります。

医療が必要なかが地域に戻ってきたとき、どう支援していくのかということは非常に大事です。そのためには介護職が医療職との対等な連携をめざしていくことが重要だと思えます。とくに、男性介護者が支える要介護者を支えるために、訪問介護の役割は大きいということでした。



**山本繁樹氏** 立川市社会福祉協議会地域生活支援センター加支支援ル

医療側は今、在宅へのシフトを考えています。今後起こってくるのは在院日数の短期化、病院機能の再編、包括医療ということで、より重度のかが在宅に戻ってくる可能性があります。先ほど話がありましたように、医療サイドでは介護を組み込んでモデルを作っています。ですから介護サイドも、訪問介護を中心としながら、いかに医療との平等な連携モデルを作っていくのか。これは是枝先生の話のとおり重要なことです。

今病院では医療チームが総合評価を行っています。在宅移行のときの照らし合わせをどういうふうにしていくのか、特にサービス提供責任者とケアマネジャーとの連携が、今後の重要なポイントとだと思っています。

在宅への移行に関する課題は、まずは家族構成の減少に伴う家族の介護力の減少があります。単身で身寄りがいない世帯の急増もあり、高齢者の一人暮らしが増えています。今回の改正で短時間になった生活援助は特に重要で、今後しっかり議論すべき課題です。24時間サービスがこれらとだけ対応するのか、今の給付限度額では単身で夜間介護が必要な場合、有料サービスを導入せざるを得ない世帯もあります。

後半は、引き続き訪問介護の専門性をテーマにさせていただきました。例えば、生活援助と身体介護の相互作用や評価について、これは介護保険制度が始まる頃から課題とされてきたことですが、結局は時間単位の評価から抜け出せないということがあります。そこから脱却していくための検討が必要であろうということです。アセスメント、生活目標の設定、協働作業による達成といった段階を踏んで、専門性を高め、また専門性を評価、広報周知していくための研究により、社会にアピールすることが重要であるというご提案をいただきました。

医療系の介護サービスは、医療の現場での提供実践が加算に取り入れられましたが、福祉系の介護サービスでは全体的なサービスの提供方法については議論がありますが、効果的な介護内容についての議論は遅れているのが現状です。例えば、今回の改正でも「定期巡回・随時対応型」というようなサービスの枠組みは新たなものが出てきていますが、そこで行われるサービス内容をどのように進歩させていくのか、現場での実践が集積されて取り入れられていく流れができていないという指摘だと思っています。これは今後の訪問介護のあり方を考えるうえで非常に大事なところですね。専門性を高めるなかでの訪問介護とそのマネジメントの重要性ということをご提案いただきました。

三名のシンポジストの方がた、ありがとうございました。

\*クリティカルパスは、質の高い医療を提供するための診療計画表。

□第1分科会  
「ホームヘルプ事業におけるたんの吸引等医療行為をどう進めるか」

- コーディネーター  
島山 仁美 氏（須坂市社会福祉協議会事務局次長）  
○報告者  
戸泉 直美 氏（合志市社会福祉協議会支援課長）  
名里 晴美 氏（訪問の家理事長）  
○助言者  
翁川 純尚 氏（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室室長補佐）

第1分科会では、厚生労働省の翁川室長補佐より行政説明がなされた。法改正に至るまでの経緯、制度の具体的内容、平成24年度実施にむけた手続き等について詳しく説明いただいた。行説説明に続き、2つの事例報告がなされた。

**事例報告 合志市社協―介護職員によるたんの吸引等の試行事業を通して**

たんの吸引等医療行為はこれまでヘルパー業務に位置づけられておらず、個人の責任で行うという実態だったため、在宅での利用者のニーズにこたえられなかった現実がある。合志市社協では、非営利団体としての社会的責任を果たすという観点からモデル事業を受けるとした。訪問看護事業所で実施研修の評価も行いな

・医療的ケアの実施により、受ける本人が何らかのかたちで自分のことを伝える力が高まっていき、関係性も深まってくるのではないかと考えている。  
・制度ができたので、明日からできるというものではない。実施にいたるプロセスはこれまでとかわらない。医療的ケアが目的ではなく、その人にふさわしい暮らしを実現する目的のなかで実施するものと考えている。

第2分科会  
「地域包括ケアの可能性を探る」

- コーディネーター  
高橋 紘士 氏（国際医療福祉大学教授）  
○報告者  
今村 あおい 氏（株新生メディカル取締役部長）  
安藤 孝征 氏（釧路市社会福祉協議会在宅福祉サービス課訪問サービス係長）

第2分科会では、介護保険制度改正にむけてモデル事業として24時間定期巡回・随時対応サービスを実施した2つの事例報告がなされた。

**事例報告 株新生メディカル―在宅生活の継続を支えるために**

新生メディカルでは「岐阜県方式」として、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスのモデルを先駆的に実践してきた。現在は7つの拠点を中心に全地域で展開している。  
財政難に陥っている岐阜県に、在宅でサービスをすること、保険料を上げずサービスを継続していくと提案。2010年から県の補助金を受けモデル事業を展開、ノウハウを蓄積

から、モデル事業を実施しての考えは次のとおり。

- ・介護職は口腔内、鼻腔内等、気管カニューレ内という限られた範囲内でケアを行うということ、研修の際の指導看護師が正しく理解していないと、リスクは高くなる。
- ・実地研修については、利用者の理解は得られたが、主治医から、本人の苦痛への影響やモデル事業ということ、で了解を得られなかったケースもあった。
- ・訪問看護は週に1、2回しか訪問できず、実地研修で既定の回数をこなすのは在宅では難しい。
- ・在宅で使用する器具は利用者により異なり、家族が納得するような方法でおこなわなければならぬということもあり、マニュアルどおりの実施は難しい。
- ・職員が研修にでている間、業務を補う人がほしい。また、研修を受けた職員には辞めずに定着してほしい。
- ・介護職と看護職の連携が一番大事。実施に対する検証や評価を、国にはしっかりやってほしい。
- ・たんの吸引等は利用者の状態を十分理解しておけばそれほど難しくはないが、反面、リスクは非常に高い行為である。事業所は、十分に知識や技術を身に付けて安心してできる介護職を養成してほしい。

**事例報告 社会福祉法人訪問の家―地域で暮らし続けるために**

訪問の家は、障害のある方々が医療的ケアを必要としても地域で暮らし続けていくことをめざした取り組みを進めてきている。「朋」「集」「途」「連」の4つの地域拠点をはじめ、高齢者施設である2か所のケアプラザ（横浜市事業）、し、現在は17法人で県の委託を受けている。2011年には国の補助金を受け池田町で委託を開始、大垣市、岐阜市と順次手を上げ実施している。  
24時間対応の定期巡回・随時対応サービス実践してきた効果は次のとおり。

- ・「在宅ケアの標準化により在宅高齢者の生活の質を保障する」  
在宅においても施設同様の「ものさし（運営基準）」が必要だと考え、ケアミニマムという考えで、アセスメントに基づいた介護計画を立てている。何分ではなく、朝起きてから寝るまでに何が必要かを1日単位で考え、地域全体を施設のようにイメージしている。
- ・「最小単位で必要な時必要な回数の訪問で自立を妨げない」  
ヘルパーの訪問時間やケア内容がある程度決まっていると利用者も自分でできるところは自分でやろう（協力動作）という意識が働く。
- ・「利用者の全体が見え、ニーズの早期発見と対応が可能」  
短時間でも複数回訪問することにより利用者の細かな変化を把握できる。

【訪問介護における活動の効率化】  
ある程度のケースがあれば、数人のケアを行為別に分解することができ、一人のヘルパーで効率的にケアできる。

【ヘルパーの専門性と満足度の向上により雇用の安定とマンパワー不足の解消】  
短時間でケアを行うためには、ヘルパーの専門性（観察や技術）を向上させる必要があり、ヘルパー自身が専門性を発揮しているという満足感ややりがいを感じることで、定着率があがりヘルパー不足の解消につながる。

9か所の知的障害者グループホーム・ケアホーム、居宅介護事業所「さくら草」などを展開している。医療的ケアにどう対応し、またどのような考えのもと取り組んできたのかは次のとおり。

・医療的ケアは地域作業所の時代は家族から方法をおそわり注入、吸引を実施してきた。「朋」開設後、常勤看護師がいるので一定のルール（口腔内や看護師が注入の前に確認してからつなげるなど）のもと、福祉職が行ってきた。

・ヘルパーは、個人宅訪問と法人施設訪問を行っている。医療機関のバックアップがあること、訪問看護ステーションの指導と見極めがあることを条件に、そして常勤のホームヘルパーで経験があり、判断のできる人が対応してきた。

・ヘルパーの医療的行為実施の手順は、医療的行為が必要な利用者と半年以上のかかわりがあった、利用者の気持ちを推し量ることができ、人々を考える。そのうえでヘルパーに打診し、説明、本人の意向を聞きレクチャーをしていく。

・バックアップ体制として、ヘルパーに不安があれば何度でも相談できる体制をつくった（24時間365日相談できる電話相談窓口）。指導があれば手技はできそうだが、判断が心配。その際にいつでも相談できる窓口は必須。また、相談相手とヘルパーがお互いを知っていることが安心につながる。

**事例報告 釧路市社協―在宅福祉サービスと地域づくりを組み合わせて**

釧路市社協では、平成9年、24時間対応の巡回型ホームヘルプサービス事業を開始。その後、利用者ニーズが多様化し緊急要請が増え、平成20年、夜間対応型訪問介護事業を実施。実際には日中に通報が多く、平成21年、24時間オペレーション業務を開始。平成23年、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業を国のモデル事業として行う。

・モデル事業を実施しての課題と今後の展開は次のとおり。  
・単独事業として経営可能な安定した経営を続けていくためにも、利用者の確保は言うまでもなく、今後、広報紙等を活用して周知をしていく必要がある。

・よいサービスだが支給限度額がギリギリになつてしまう利用者には使いづらいサービスであり、ケアプランに位置づけにくいサービスとなってしまう。また、利用者負担のあり方にも課題がある。

・サービスを利用するためには、端末機を設置する必要があるが、自費で購入することになるので、すでに導入している「緊急通報システム」等の既存インフラを活用できないか検討している。

・地域密着型サービスは、高齢者保険福祉計画、介護保険計画での位置づけが必要であり、保険者と一体の政策課題として展開していく必要がある。



**事業所概要**  
 名称・株ヤザキケアセンター紙ふうせん  
 所在地・静岡県裾野市御宿1500  
 提供サービス・訪問介護、居宅支援事業、デイサービス(定員30名)、グループホーム(1ユニット、9名) 福祉用具貸与・販売

利用者の方がたに若い息吹きを吹き込み、紙ふうせんのように優しく・柔らかく・大切に。富士山の広大な裾野に広がる風光明媚な丘陵地にある当施設は、晴れた日には秀麗な富士山の姿を間近に望むことができます。

開設にあたっては、まず自分たちもここに住みたいと思えるようなものを、また地域の利用者の方がたが「紙ふうせん」に来て良かったと思えるような環境を、そしてここで働く職員が利用者の方がたと楽しく過ごせる、そんな居場所にしたと考えました。

最初の頃は、相手の望むようなケアができなくて悩んだこともありましたが、ある時には、みんなと同じサービスを提供していると思っていたのに、私だけが苦情をいわれ、つらい思いをしたこともありましたが、利用者のかたから「ありがとう」という感謝の言葉をいただくたびに何度も救われ、ホームヘルパーの仕事について良かったと感じています。「ありがとう」という言葉は、何気ない言葉かもしれませんが、私はこの言葉が大好きです。

この仕事に就いて素敵な先輩方に恵まれたことにも、本当に感謝しています。一緒に働いているスタッフは、子育てや介護を経験している人ばかりです。家庭でのこと、育児のこと、料理のこと、掃除のこと、すべてが私のお手本になってくれるかたばかりです。慣れない私をここまで育ててくれたのは、今いる三人の先輩方

# HELPER NETWORK



利用者様の安全を第一に考え、サービスを提供しています。

ウッドデッキ、人工池で作ったピオトープ、本格的な設備を備えたカラオケルーム、そして地域に開放した多目的ホールなど、利用者一人ひとりが、地域のなかでいきいきと健やかに暮らせる環境づくりには、どんな配慮や工夫が必要なのかを考えに考え「紙ふうせん」をつくりました。

**「誰かの役に立ちたい!」という思いでホームヘルパーという仕事にチャレンジ**

中村ゆかさん 職歴4年



「くじけそうな心を支えてくれる「ありがとう」の言葉

のおかげです。

▼日々心がけていること、思うこと

訪問する時には、自分自身の健康管理と笑顔で挨拶をすることを心がけています。笑顔での挨拶は、基本中の基本だと思っていますし、ホームヘルパー自身が健康でいなければ適切なサービスを提供できないと思っていますからです。

訪問中に嫌なことをいわれて落ち込んでいたり、時など、笑顔を作る余裕など誰だっただけありません。しかしながらそこでひと息ついて気持ちを切り替え、鏡の前で笑顔を作ってみます。そうすると自然と「よし、がんばるぞ!」と元気が出てきます。つらい時こそ笑顔でいなければ、ホームヘルパーの仕事はできないのかな?とさえ思います。

地域で暮らし続けたいと願う方、住み慣れた環境で生活したいと考えている方が多いなかで、訪問介護はなくてはならない存在だと思っています。私は知識を増やすとともに関係機関との連携を図り、スタッフ内での情報交換を密に行いたいと思っています。

そして何より身近に住んでいる方、高齢者の方、未来を背負う子どもたちとのふれあいを通じて生きる意欲を持っていただきたいと思うので、これからも地域貢献に力を注ぎたいと考えています。少しでも誰かの役に立ちたいと思っているかた、一緒にホームヘルパーとして頑張ってみませんか?

私は以前、介護とは無縁の事務職をしていましたが、高齢化社会が進むなか、何か人の役に立てないかと思ったのが、ホームヘルパーになったきっかけです。事務職をしていた頃は、介護の世界に足を踏み入れることなど少しも考えていませんでしたが、家事や育児に追われていた時、ふと思ったのです。私にも介護の仕事ができるかもしれない、新しいことにチャレンジするなら今だと思いい、ホームヘルパー講習に通いました。

私たちホームヘルパーはケアプランに沿ってサービスを提供しますが、利用者の方のなかには、「窓拭きはできないの?」「買い物に行きたいのだけれど、ホームヘルパーさんの車で一緒に行けないかしら?」などといわれるかたもいて、その都度説明をさせていただいています。できないことを要求されると困ってしまいます。「ここにあったはずの湯たんぼがないのよ」「〇〇ヘルパーが自分のカバンの中に入れて持っていたのよ」といわれたこともあり、どうして私が?と、納得できないことに遭遇した時などは、ホームヘルパーを辞めようかなと思ってしまうました。信頼関係が成り立って

**介護という仕事の醍醐味は自分たちが作り出したサービスを直接提供できること**

責任者 長嶋和彦さん



私たちは生活のなかで、いろいろな買い物や野菜や肉を買ったり、服を買ったり、家電製品を買ったり……。よく考えてみると、それらを作った人から直接買うことは、まずありません。逆にいえば自分たちが作ったものを、直接お客様に売ることがほとんどありません。しかし、介護という仕事は自分たちが作り出したサービスを直接利用者の方がたに提供できるという数少ない仕事だと思います。それが介護という仕事の醍醐味の一つではないのかなと感じることが多々あります。

そして若いホームヘルパーには、そんなことも少し心に置きながら、仕事をしていただくとうれしいと思います。それは自分のやり方ひとつ、言葉がけひとつで、利用者のかたは笑顔にもなれば表情が曇ることもあるということだと思います。

私たちの事業所のホームヘルパーが一人でも多くの利用者のかたに、ひとつでも多くの笑顔が生まれるようなサービスが提供できるように手助けしていければと考えています。

# 被災後1か月が経過 引き継ぎ・連携されるホームヘルパー支援活動

〔活動〕  
大久保 三和  
筑後市社会福祉協議会  
ホームヘルプサービスサービスマン提供責任者

## 目の前のご判断し、行動へ移す

今回、東日本大震災に見舞われた岩手県山田町へ、平成23年4月4日から10日の7日間、福岡県筑後市から避難所支援活動に参加してきました。被災地ではマニュアルがないため、自分たちで判断し行動することが求められました。まず、取り組んだことは、避難者の状態の確認です。先に来ていたホームヘルパーの申し送りにより、情報を得ました。避難者については、全体の600人中7割近くが高齢であり、寝たきりのかたも数人見られ、状態観察を行うなかで褥瘡の初期のかたもいました。歩行困難者については歩行訓練を実施し、今後生活できるようにADLの確保等も行いました。衛生管理については、毎日入浴することができていましたが、新しい下着が不足しているため、早急の物資確保が急務であると感じました。服薬管理に関しては、今までの薬がなく、同

効用の薬を処方されましたが、それが本当に自分に合っているのか精神的に不安になるケースも見られ、医師や薬剤師の十分な説明が必要だと感じました。

インフルエンザが流行していたため、保健師と協力しながら拡大予防に努めました。また、日に日に患者が増加したため、武道場に隔離室を設置し、避難者には手洗いやうがいでの励行、マスク着用を指導し、また自分が媒体者とならないよう、徹底して自己管理も行いました。

自己管理については、福岡県からまだ雪の積もる岩手県へ移動し、温度差に体が慣れるのに時間がかかりました。また、男性ヘルパーの就寝場所はステージ上で、安全管理の視点からライトが一晩中ついていたので、十分な睡眠が確保されにくい状況でした。避難者と寝起きをともし、食事をを行い、休憩時間も周りに目を配り、気が張っていたため、心身ともに疲労が重なることを実感しました。私は一週間という短い期間でしたが、長期滞在でのヘルパー派遣は難しいのではないかと感じました。

**大切なことは、ともに協力し、思いやる気持ち**

ホームヘルパーとして何ができるのか、自問

### 〔活動2〕

古野 善子

大分市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課  
さざんかヘルプステーション 駅南事業所所長

## ホームヘルパー

### 避難所の要介護者を継続支援

全国ホームヘルパー協議会が岩手県下閉伊郡山田町の山田高校体育館の避難所支援を始めて1か月経った頃、4月末から5月中旬の支援活動者募集がありました。ペアであること・希望しても派遣されるとは限らないという条件でした。

大分県からは二組が希望し、移動を含め5月1日〜5日の間、一組の派遣が決まりました。1日早朝出発。空路羽田へ、電車とバスを乗り継ぎ、18時頃到着、すぐに引き継ぎを兼ねて卜



朝7時被災者とボランティアがラジオ体操

イレ介助や就寝介助。消灯直前に夕食をとり、トイレに起きるかたを意識しながら就寝しました。

被災者の居住空間は毛布を半分に折った広さが一人分です。それぞれの家族が周りにダンボールを2段ほど積んで境にしていますが、座れば隣が見えてしまいます。

### 生活は自治会のよう

避難所はかなりの部分が自主的に運営されていました。被災者自身の手で食事配分や支援物資管理が行われ、必要な人に必要な物が届くようにしていました。私たちの活動も被災者の自主性に添った支援を心がけました。

- 5月2日〜4日の避難所の一日
- 6:00 起床。一斉清掃
  - 7:00 ラジオ体操・一部の学生は学校へ
  - 7:30 朝食配分(おにぎり・味噌汁・缶詰)
  - 12:00 昼食配分(カップラーメン・パン)
  - 16:30 夕食配分(おにぎり・おかず・果物)
  - 21:00 消灯

ここでは、朝夕は自衛隊の炊き出しで温かい食事が提供されていました。

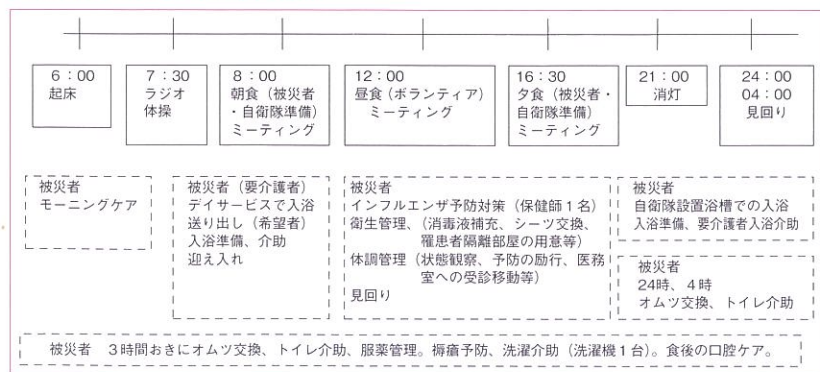
個別の支援は、トイレ介助、自衛隊の仮設風呂で入浴介助、仮設診療所へ同行、洗濯やポータブル処理など通常のヘルパーと同じです。

活動の合間の話に、一人で避難所に来たKさんは、「今は何も考えられない」と力なく微笑

自答しながらの一週間でした。被災地で大切なことは、周りを思いやる気持ちで、みんながともに協力し助け合っていくことだと感じました。被災地の現状や震度5弱という地震の怖さを実験し、ほんのわずかでも役割を果たせたことにより、一層ホームヘルパーとしての誇りを持ち、今後の仕事に生かしていきたいと思えます。また、ヘル

パー派遣にあたり、職場の協力があられ、被災地でのヘルパー業務を実施することができ、感謝します。ありがとうございました。

### 避難所支援活動の1日の流れ



みました。Mさんは「元の場所には住みたくな」といいます。避難所の少し下から海まで建物の一つも残されていない状況に、励ます言葉がみつきりませんでした。

### 前を向いて強く

昼は自宅跡で片付けをし、夜は消灯後の体育館でそつと食事して頑張る人がいました。

「いつ元の生活に戻れるかわからない」といながらも、その日の来るのを確信しているように見えました。

これからは皆で、被災地がほしい援助と私たちができる支援を上手に繋げていく方法を考えていく必要があるのだと思います。



ぽっきり折れた電信柱。見渡す限り立っている電信柱はない。

# 被災後1か月が経過 引き継ぎ・連携されるホームヘルパー支援活動

〔活動1〕

大久保 主税

筑後市社会福祉協議会

ホームヘルプサービス提供責任者

## 目の前のことを判断し、行動へ移す

今回、東日本大震災に見舞われた岩手県山田町へ、平成23年4月4日から10日の7日間、福岡県筑後市から避難所支援活動に参加してきました。被災地ではマニュアルがないため、自分たちで判断し行動することが求められました。

まず、取り組んだことは、避難者の状態の確認です。先に来ていたホームヘルパーの申し送りにより、情報を得ました。避難者については、全体の600人中7割近くが高齢であり、寝たきりのかたも数人見られ、状態観察を行うなかで褥瘡の初期のかたもいました。歩行困難者については歩行訓練を実施し、今後生活できるようにADLの確保等も行いました。

衛生管理については、毎日入浴することができていましたが、新しい下着が不足しているため、早急の物資確保が急務であると感じました。

服薬管理に関しては、今までの薬がなく、同

じ効用の薬を処方されましたが、それが本当に自分に合っているのか精神的に不安になるケースも見られ、医師や薬剤師の十分な説明が必要だと感じました。

インフルエンザが流行していたため、保健師と協力しながら拡大予防に努めました。また、日に日に患者が増加したため、武道場に隔離室を設置し、避難者には手洗いやうがいでの励行、マスク着用を指導し、また自分が媒体者とならないよう、徹底して自己管理も行いました。

自己管理については、福岡県からまだ雪の積もる岩手県へ移動し、温度差に体が慣れるのに時間がかかりました。また、男性ヘルパーの就寝場所はステージ上で、安全管理の視点からライトが一晩中ついていたので、十分な睡眠が確保されにくい状況でした。避難者と寝起きをともし、食事をを行い、休憩時間も周りに目を配り、気が張っていたため、心身ともに疲労が重なることを実感しました。私は一週間という短い期間でしたが、長期滞在でのヘルパー派遣は難しいのではないかと感じました。

**大切なことは、ともに協力し、思いやる気持ち**

ホームヘルパーとして何ができるのか、自問

〔活動2〕

古野 善子

大分市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課

さざんかヘルパーステーション 駅南事業所所長

## ホームヘルパー

### 避難所の要介護者を継続支援

全国ホームヘルパー協議会が岩手県下閉伊郡山田町の山田高校体育館の避難所支援を始めて1か月経った頃、4月末から5月中旬の支援活動者募集がありました。ペアであること・希望しても派遣されるとは限らないという条件でした。

大分県からは二組が希望し、移動を含め5月1日〜5日の間、一組の派遣が決まりました。1日早朝出発。空路羽田へ、電車とバスを乗り継ぎ、18時頃到着、すぐに引き継ぎを兼ねて卜

イレ介助や就寝介助。消灯直前に夕食をとり、トイレに起きるかたを意識しながら就寝しました。

被災者の居住空間は毛布を半分に折った広さが一人分です。それぞれの家族が周りにダンボールを2段ほど積んで境にしていますが、座れば隣が見えてしまいます。

## 生活は自治会のように

避難所はかなりの部分が自主的に運営されていました。被災者自身の手で食事配分や支援物資管理が行われ、必要な人に必要な物が届くようにしていました。私たちの活動も被災者の自主性に添った支援を心がけました。

5月2日〜4日の避難所の一日

6:00	起床。一斉清掃
7:00	ラジオ体操・一部の学生は学校へ
7:30	朝食配分(おにぎり・味噌汁・缶詰)
12:00	昼食配分(カップラーメン・パン)
16:30	夕食配分(おにぎり・おかず・果物)
21:00	消灯

ここでは、朝夕は自衛隊の炊き出しで温かい食事が提供されていました。

個別の支援は、トイレ介助、自衛隊の仮設風呂で入浴介助、仮設診療所へ同行、洗濯やポータブル処理など通常のヘルパーと同じです。

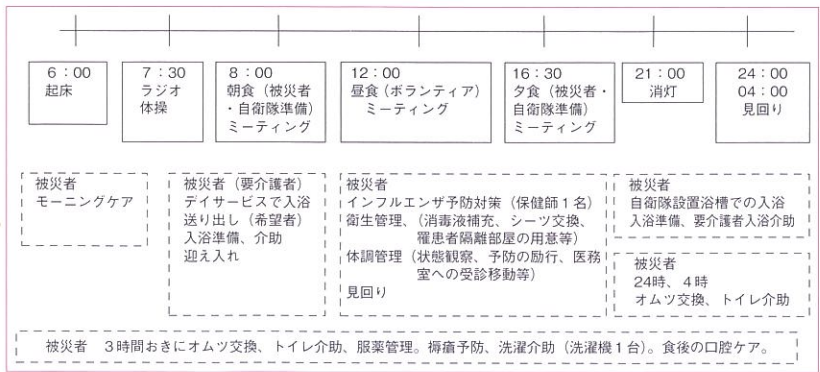
活動の合間の話に、「一人で避難所に来たKさんは、「今は何も考えられない」と力なく微笑

自答しながらの一週間でした。被災地で大切なことは、周りを思いやる気持ちで、みんながともに協力し助け合っていくことだと感じました。

被災地の現状や震度5弱という地震の怖さを実験し、ほんのわずかでも役割を果たせたことにより、一層ホームヘルパーとしての誇りをもち、今後の仕事に生かしていきたいと思えます。

また、ヘルパー派遣にあたり、職場の協力があられ、被災地でのヘルパー業務を実施することができ、感謝します。ありがとうございました。

## 避難所支援活動の1日の流れ



前を向いて強く

昼は自宅跡で片付けをし、夜は消灯後の体育館でそとと食事して頑張る人がいました。「いつ元の生活に戻れるかわからない」とい

いながら、その日の来るのを確信しているように見えました。

これからは皆で、被災地がほしい援助と私たちができる支援を上手に繋げていく方法を考えていくことが必要なのだと思います。

# HELPER NETWORK



朝7時被災者とボランティアがラジオ体操



ぼっきり折れた電信柱。見渡す限り立っている電信柱はない。



## INFORMATION



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」は、被災地をはじめ全国で、東日本大震災で被災された方がたへの救援・支援活動を行うボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等であつて、①救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること、②5名以上で構成されてい

ること、③助成を受けて行った事業について、中央共同募金会ホームページでの公表が可能なこと、この3つの要件にあてはまる非営利団体を対象にしたものです。

本会では、助成の種類として「中長期（1か月以上）」の活動のうち「専門職による緊急救援活動」として、「全国ホームヘルパー協議会東日本大震災避難所における高齢者等への支援活動」を申請し、審査の結果、総額300万円の助成をいただきました。

ホームヘルパーが避難所にいることで、被災された皆様に安心感をもつていただくことができたこと、さらに、震災後の避難所において、高齢者や障害者のニーズ把握と個別支援の必要性をあらためて確認することができました。助成が決定されたことにより、これらの取り組みがホームヘルパーの専門職の活動として意義あるものと認められたことは大きな成果であるといえます。

募金にご寄付いただいた皆様、中央共同募金会、また、本会の被災地支援にご協力いただいた会員及び関係者の皆様に御礼申しあげます。

○活動報告の概要

○期間・日数 平成23年3月26日～5月14日（50日間）

○人数 全国ホームヘルパー協議会会員によるボランティアのべ334人

○場所 岩手県山田町の避難所（主に県立山田高校、町立北小学校）

○内容

- ・震災発生初期の活動であったが、全国から本会会員134名の活動希望が寄せられ、そのうち64名が避難所に入った。一人あたり、3泊4日程度で避難所に宿泊し、昼夜の活動を行った。

○成果

- ・本会では、平成16年の新潟県中越沖地震における避難所支援の経験から、「ホームヘルパーのための避難所支援マニュアル」を策定しており、このマニュアルを活用し、避難所を通常の生活に近づける工夫や提案を行い実践していくこと、生活力の低下や意欲低下を招いている高齢の被災者への働きかけを実施するなど、一定の水準を確保した活動を実施することができた。
- ・日々高齢者や障害者の生活援助や身体介助を行うホームヘルパーの専門性を生かし、周囲への遠慮や意欲の低下などにより体調不良等を訴えられない高齢者のニーズ把握をすることで、重症化の防止につながった。さらに、家族の負担軽減を図ることができた。

以上の報告については、中央共同募金会のホームページに掲載される予定です。

<http://www.akaihan.or.jp/er/07.html>

## INFORMATION ●書籍のご案内●

## 『サービス提供責任者ハンドブック2011』

全国ホームヘルパー協議会では、『ホームヘルパーハンドブック（基礎編）』のサービス提供責任者編として、『サービス提供責任者の業務の基本を2011』にまとめました。研修会などでぜひ活用ください。

## 【本書の構成】

I序論…サービス提供責任者の役割についての基本的な考え方を整理しています。

IIサービス管理…「サービス提供の事前調整」「情報収集から契約まで」「ホームヘルプサービスの実施」の



【体裁】B5版 36頁  
【販売価格】500円（税込・送料別）

3段階に分けて、ホームヘルプサービスを提供するための実務を解説しています。

IIIサービスの継続…モニタリング、ケアカンファレンス、サービス担当者会議等の業務について、具体的な実施方法を解説しています。

IV運営管理…チームでサービスを提供するために必要な情報管理、ホームヘルパーの支援等について、9項目に分けて解説しています。

## 【ご注文・お問い合わせ】

送付先のご住所、お名前、電話番号、注文部数をご記入の上、FAX（03-3581-7858）、Eメール（[zchiki@shakyoor.jp](mailto:zchiki@shakyoor.jp)）または郵送（〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 全国ホームヘルパー協議会宛）にてお申込みください。お支払いは送付時に同封する請求書にて、銀行振込でお願いします。

お問い合わせは、全国ホームヘルパー協議会（全社協・地域福祉部内）Eメール：[zchiki@shakyoor.jp](mailto:zchiki@shakyoor.jp) TEL（03-3581-4655）まで。

## 会員・組織活動紹介

## 富山県ホームヘルパー協議会

富山県は、8月10日がハートと読めることから、平成11年度から8月10日を「ホームヘルパーの日」に制定しました。富山県ホームヘルパー協議会では、富山県から委託を受けて様々な活動を実施しています。

平成23年度のホームヘルパーの日には、ホームヘルプサービスに対する県民の理解と利用促進を図ることを目的に、ショッピングセンターにて街頭キャンペーンを行いました。

また、8月をホームヘルパー利用促進月間として、県内9地区、25か所で啓発用のメモ帳を配布するほか、在宅介護に関する相談窓口を設置しました。

毎年、ホームヘルパーにちなむ川柳も募集しており、今回はホームヘルパーや利用者、そのご家族から501点が寄せられ、入選作品は10月4日、5日に開催された「いきいきとやま第24回健康と長寿の祭典」で展示され、表彰式も行われました。

## 最優秀賞

ヘルパーと アハハ・オホホと しわが増え  
森川美千代（一般）

## 優秀賞

ただいまと 思わず言って 笑われて  
近藤由規（ヘルパー）  
「来てくれた」お父さん横で ひと休み  
内山弘子（ヘルパー）

（人数内訳…北海道14、青森3、岩手2、秋田4、山形1、石川7、富山2、群馬2、愛知2、京都6、香川2、徳島4、愛媛3、福岡4、熊本6、大分2名）

避難所では生活環境が激変し、不安や恐怖感のなかで、生活意欲の低下が見受けられたり、通常よりも介護が必要となったりする高齢者がいたが、気持ちに寄り添いながら、どのような支援が必要なのか、専門職としてニーズ把握とアセスメントを行い、限られた環境のなかで必要な介助を行う工夫をしながら個別対応を図った。

ホームヘルパーが、水分補給や食事量の確認などの体調確認や清拭の援助をしながら、体調の変化などを自ら伝えられない高齢者の声を医師や看護師に伝え、受診に繋げていった。

## 蕎麦米汁 (そばごめじる)

徳島県

徳島は、祖谷のかづら橋で有名な山間部で蕎麦がよく採れ、郷土食としての「蕎麦米」というそば料理も古くから伝わっています。その昔、平家の落武者が祖谷地方に住み着いて以来、米に代わる食べ物として製粉する前の粒そばを山菜や山鳥と一緒に煮て雑炊のようにして食べていたのが、徳島県の郷土料理「蕎麦米汁」の由来です。

そば米はそばの実を茹で、殻を除いて天日乾燥した保存食でミネラルやたんぱく質が豊富に含まれています。また、他の雑穀にはない、毛細血管を強くするルチンが含まれていて、血圧を下げる雑穀としても知られています。

### ● レシピ紹介者 ●

ヘルパーステーションかもな (徳島県)  
訪問介護ヘルパー

鷲尾 勝子さん 新谷 京子さん



### ● 材料：4人分 ●



そば米	60g
鶏もも肉 (阿波尾鶏)	150g
だいこん	100g
にんじん	40g
ちくわ	1本
干し椎茸	2枚
酒	大さじ4
薄口しょう油 (なければ濃口も可)	小さじ4
だし汁 (または水)	200cc
すだち	薄い輪切り 4枚
ねぎ	適量

### ● 作り方 ●

- ① 干し椎茸はたっぷりの水で戻し薄切りにする。戻し汁は400cc分を取り分けておく。
- ② そば米はたっぷりの熱湯でやわらかくなるまで湯がき、ざるに取って水気を切る。
- ③ 鶏肉は7mm、ちくわは5mmの輪切り、だいこんは3mm、にんじんは2mmの食べやすい短冊切りにする。
- ④ 鍋に①で取り分けた戻し汁とだし汁を注ぎ、だいこん、にんじん、椎茸を加えて火にかける。
- ⑤ ④が沸騰したら鶏肉とちくわを入れ、酒を加える。再び沸騰したら水気を切ったそば米を加えて加熱する。
- ⑥ 沸騰する直前に薄口しょう油で味を調えて火を止める。4等分して椀によそい、すだちとねぎを添える。

### ● ポイント ●

- \* 鶏肉には地鶏の「阿波尾鶏<sup>あわおどり</sup>」を使い、徳島の名産「すだち」も入れると、より徳島らしさができます。
- \* こんにゃく、豆腐、赤板 (かまぼこ) などを加えてもよいです。
- \* そば米は茹でると大量に増えますので注意してください。
- \* 干し椎茸の代わりに生椎茸を使ったり、かつおだしや鶏がらのスープなども加えると、一層旨みたっぷりの蕎麦米汁になります。
- \* すだちの代わりにゆず、ねぎの代わりに三つ葉でもよいです。



### 編集後記

介護保険制度の改正、介護報酬の改定が行われて3か月が過ぎました。みなさんの周りでもその影響や変化が徐々にあらわれてきたことと思います。全国ホームヘルパー協議会では、そのようなみなさんの「声」を関係機関や団体に発信していきたいと思っています。どうぞみなさんの「声」をお寄せください。その「声」が多くの人に届き、利用者が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていただける世の中となるように…。(き)